

地域の皆様

市原市立有秋南小学校  
校 長 井上 久

## 地震・風水害及び土砂災害への対応について

東日本大震災から9年が経過、このところの地震の多発また気象状況の悪化により、地域の安全について日々ご心配されていることと推察致します。

安全確保については、学校と家庭と地域が共通理解しておくべき事項がいくつかあります。

下記の内容について御確認をいただきまして、学校、保護者、地域が協力して児童の安全と安心をより確かなものにしてまいりたいと考えております。どうぞ、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 『児童在校時』に大規模な地震が発生した場合

- ① 揺れを感じたら、校内放送にて一次避難として「机の下に入り、身を守る」よう指示します。  
(グラウンドにいる場合は、中央部に集まり、しゃがむ)
- ② 震度5弱以上の地震の際には、机の下に一次避難の後、二次避難とし、グラウンドに避難します。(※基本として『落ちてこない・倒れてこない場所』を探して避難し、安全を確保するよう指導)
- ③ 震度4以下の場合でも、状況により児童の身の安全を最優先とし、グラウンドに避難することがあります。

○大地震発生直後は、電話や学校連絡メールでの連絡が困難になることが予想されますので、「市原市が震度5弱以上」(気象庁発表)、または内閣府から大地震に対して「警戒宣言」が出された場合、「引き渡し」を実施します。

○児童を迎えに来られる際には、次の点にご留意ください。

- ・テレビ、ラジオ等で、余震等に関する情報を確認し、ご自身の安全を最優先にお考えください。
- ・学校周辺の道路が狭いため、渋滞や事故の危険性があります。自家用車の使用はできるだけお控えください。

#### 2 『登下校中』に大規模な地震が発生した場合

○登下校中に大規模な地震が発生した場合、「低い姿勢をとる、体や頭部を守る、ブロック塀等から離れる、揺れが収まるまで動かない」等の安全確認行動をとり、その後、倒壊している壁等に十分気をつけて、基準となる場所(※)を目安に学校または自宅に避難する。

(※集団下校訓練で、地区ごとに基準となる場所を伝えてありますので、ご家庭でもご確認ください。)

○自宅や学校に避難することが困難な場合、安全が確保できる場所で、そのまま待機する。

### 3 『児童在宅時』に大規模な地震が発生した場合

○地震災害により、登校が困難と考えられる場合は、保護者の判断で登校時刻を遅らせる、登校を見合わせる等の対応をお願いします。

### 4 風水害（土砂・大雨等）が発生した場合

#### ① 警戒レベル3（市が発令）

避難準備・高齢者等避難開始発令時  
（大雨警報発表時）

・「学校留め置き」が原則となり、保護者への引き渡しは行いません。

#### ② 警戒レベル4（市が発令）

避難勧告・避難指示（緊急）発令時  
（土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・大雨特別警戒情報発表）

・「学校留め置き」が原則となり、保護者への引き渡しは行いません。



#### ③ 警戒レベル3，4解除（市が発令）

避難準備、避難勧告等解除

解除され、安全が確認された場合、**下校又は引き渡し**をします。

\*有秋南小学区の土砂災害警戒区域は、「深城・天羽田・椎津」にあります。

詳しくは、今年度、市原市より各家庭に配付された「防災マップ」をご確認ください。

大 ▲▲ 危険度 ▼▼ 小	<b>警戒レベル 5</b> 市が発令	<b>まず 命を守る</b>	<b>【災害発生情報】</b> 既に災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとりましょう。	
	<b>警戒レベル 4</b> 市が発令	<b>全員避難!!</b>	<b>【避難勧告・避難指示(緊急)】</b> 速やかに避難しましょう。避難先までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	
	<b>警戒レベル 3</b> 市が発令	<b>高齢者等は 避難</b>	<b>【避難準備・高齢者等避難開始】</b> 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	
	<b>警戒レベル 2</b> 気象庁が発令	<b>避難行動の 確認</b>	<b>【大雨注意報・洪水注意報】</b> 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	
	<b>警戒レベル 1</b> 気象庁が発令	<b>心構えを 高める</b>	<b>【早期注意情報】</b> 今後、大雨警報などが発表される可能性があります。災害への心構えを高めましょう。	

警戒レベル資料は市原市役所 総務部 危機管理課 資料抜粋

注) 本文書の「地震・風水害及び土砂災害への対応について」は、令和2年7月現在の対応方法で、今後、更新、改訂されることもありますので、ご承知おきください。